● シルバー保険について

ケガをしたときは

- ◆ 直ちに医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使用していただきます。
- ◆ ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自分で報告できないときは、そばにいる人に依頼してなるべく早く知らせてください。
- ◆ 保険の手続きは、センターで行います。
- ◆ ケガの治療期間中は、就業できません。（就業した場合は、保険の取扱いはできません。）

(1) 傷 害 保 険 ―会員本人が身体に傷害を受けた場合―

保険金の出場合	1．就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く） 2．仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く） 3．総会・理事会・講習会（知識・技能修得を目的とするもの）参加中、及びこの往復中の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）
出場ない合	1．故意による事故 2．持病の場合（脳疾患、心神そう失等） 3．ムチ打症や頸椎症などの頸部症候群および腰痛で、自覚症状しかないもの

	傷害の程度			
	死亡	**入院**	**通院**	**後遺障害**
支給条件	死亡又は事故が原因で事故日から180日以内に死亡したとき	事故のため入院し平常の生活機能を失ったとき	事故のため、平常の生活機能が減少し、入院によらず医師の治療を受けたとき	事故日から180日以内で、身体に後遺症が残ったとき
給付額	900万円	1日当たり 3,000円 (ただし、180日以内)	1日当たり 2,000円 (ただし、事故日から180日以内の90日程度)	程度により27万円～900万円

(2)　賠償責任保険　―会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合―

保険金の場合	就業中、誤って他人に身体障害（死亡やケガ）を与えたり、他人の財物を損壊（こわしたり・よごしたり・なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合
てんる補損さ害	１．損害賠償金＝賠償債務の弁済のために支払う金額 ２．応急手当費用＝応急手当。護送等、緊急措置に要した費用 ３．その他に争訟費用（争訟費用・弁護士報酬等）保険会社への協力費用（保険者が被保険者と折衝する場合に協力したための支出）等が対象となります。

限度額	身体賠償	１名につき	3,000 万円
		１事故につき	１億円
		ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超えた部分については、てん補されません。	
	財物賠償	１事故につき	1,000 万円
		ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超えた部分については、てん補されません。	

※　免責分に係る金額は会員の負担とします。

※　自動車事故については、対処できません。詳しいことは事務局へお尋ねください。